「外国為替及び外国貿易法」への対応について

しずおか焼津信用金庫は、「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。)に基づく経済制裁措置等に対応するため、外為法第17条の規定により、お客様のお取引が外為法の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)を確認することが義務づけられております。

つきましては、お客様のお取引に際し、外為法に基づく確認をさせていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

主な規制対象取引は、以下のとおりです。

（１）外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引

※　具体的な資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」といいます。）は、財務省のホームページをご参照ください。

※　制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われる取引、その他の当該対象者のために直接または間接的に行われる取引、制裁対象者により実質的に支配されている法人その他団体による取引を含みます。

※　財務省告示により個別に指定されていなくとも、ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の５０％以上を直接保有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)も資産凍結等の措置の対象となります。

（２）特定国(地域)に係る支払規制

・　北朝鮮の居住者または当該居住者により実質的に支配されている法人･団体に対するもの

（３）特定の目的に係る支払等の規制

・　北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

・　イランの拡散上機微な核活動および核兵器運搬手段の開発またはイランへの大型通常兵器等の供給等に関する活動に寄与し得る目的で行う取引

（４）特定の取引等に係る支払等の規制

【北朝鮮関連】

①　北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入

②　北朝鮮を原産地、船積地域または仕向地とする貨物の仲介貿易

③　北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引または金融サービス等

【イラン関連】

④　イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む。)

【ロシア・ベラルーシ関連】

⑤　ロシア政府等が発行した証券の取得または譲渡

⑥　ロシア政府等またはロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための役務取引

⑦　ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供

⑧　ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供

⑨　ロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供

⑩　ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引または当該者から受託する信託契約

⑪　ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービスエンジニアリングサービスに係る役務取引

⑫　ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。)

⑬　ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資(居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等またはこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。)

⑭　上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約 .

⑮　特定の船舶の売買、貸渡または傭船に伴う金銭貸付契約または債務保証契約

※　ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しております。必ず財務省ホームページにて最新の規制内容等をご確認ください。

（５）その他

・このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革もしくは皮革製品、武器もしくは武器製造関連設備の製造業または麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象となります。

お客様へのお願い

● 上記（１）～（５）の規制対象取引(以下「外為法上の規制対象取引」といいます。)に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)をご確認のうえ、お取引をお持ち込みいただきますようお願い申し上げます。

● お取引のお持ち込みに際しては、次のとおりご申告をお願いします。

① お取引目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(国名)（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。

② お取引が「外為法上の規制対象取引」に該当しないことをご申告ください。

③ 財務省を含む関係省庁のホームページにおいて、「北朝鮮 IT 労働者に関する各国・企業等に対する注意喚起」(以下「注意喚起」といいます。)が公表されています。オンライン・プラットフォームを運営するお客様、IT 関連業務等に係る雇用・業務発注を行うお客様におかれましては、注意喚起をご一読いただき、以下 i および ii を中心にご確認のうえ、北朝鮮に関する支払等規制に該当しないことをご申告ください。

i お取引が、北朝鮮 IT 労働者によるサービス提供の対価を支払うものではないこと。

ii 注意喚起に記載の手口・特徴を踏まえ、お客様の事業・お取引に応じ、北朝鮮 IT 労働者の雇用または北朝鮮 IT 労働者への業務発注を防止するために必要な対策をとっていること。

※ お取引内容や状況に応じ、注意喚起により求められている対策に努められているか等、詳細を個別に確認させていただく場合があります。

● 以下、最新の規制内容等についても関連省庁のホームページにてご確認のうえ、お取引をお持ち込みいただきますようお願い申し上げます。

＜財務省 HP＞

＜経済産業省 HP＞

（2026 年 10 月現在）